

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1228号)

平成25年8月8日

横情審答申第1228号

平成25年8月8日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成24年12月28日市市情第1004号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市民からのお手紙に対する回答起案文」の一部開示決定及び「1別紙目録（横浜市行政文書目録 - 平成11年度完結文書・追録）に記載されている公文書について、完結年度が11年度以外の文書についてそれぞれの完結年度を示すもの 2 上記文書（各文書の完結年度を示すもの）が作成された時期を示すもの及びそれに係る決裁文書 3 「横浜市行政文書目録 - 平成11年度完結文書・追録」について港北ニュータウン部港北ニュータウン課が保持しているとされる全ての文書（1～32）の中で、「本来の平成11年度完結文書」とはいくつあり、それはどれとどれであるか分かるもの 4 「横浜市行政文書目録 - 平成11年度完結文書・追録」の作成にあたり、港北ニュータウン課から提出された一切の文書（決裁文書も含む）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「市民からのお手紙に対する回答起案文」を一部開示とした決定及び「1別紙目録（横浜市行政文書目録 - 平成11年度完結文書・追録）に記載されている公文書について、完結年度が11年度以外の文書についてそれぞれの完結年度を示すもの 3「横浜市行政文書目録 - 平成11年度完結文書・追録」について港北ニュータウン部港北ニュータウン課が保持しているとされる全ての文書(1～32)の中で、「本来の平成11年度完結文書」とはいくつあり、それはどれとどれであるか分かるもの」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「（市民情報室が作成、保有している文書について）1別紙目録（横浜市行政文書目録 - 平成11年度完結文書・追録）に記載されている公文書について、11年度完結文書以外の文書（例えば平成6年度完結・7年度完結等）が含まれていることを示す文書（別紙目録の中の頁）」及び「2上記文書（別紙目録には平成11年度完結文書以外の文書も含まれていることを示すもの）が作成された時期を示すもの及びそれに係る決裁文書」の開示請求（以下「請求1」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が「市民からのお手紙に対する回答起案文」を特定して平成24年10月2日付で行った一部開示決定及び「（市民情報室が作成、保有している文書について）1別紙目録（横浜市行政文書目録 - 平成11年度完結文書・追録）に記載されている公文書について、完結年度が11年度以外の文書についてそれぞれの完結年度を示すもの 2上記文書（各文書の完結年度を示すもの）が作成された時期を示すもの及びそれに係る決裁文書 3「横浜市行政文書目録 - 平成11年度完結文書・追録」について港北ニュータウン部港北ニュータウン課が保持しているとされる全ての文書(1～32)の中で、「本来の平成11年度完結文書」とはいくつあり、それはどれとどれであるか分かるもの 4「横浜市行政文書目録 - 平成11年度完結文書・追録」の作成にあたり、港北ニュータウン課から提出された一切の文書（決裁文書も含む）」の開示請求（以下「請求2」という。請求1と請求2を総称して、以下「本件請求」という。）に対し、実施機関が平成24年10月2日付で行った非開示決定（一部開示決定及び非開示決定を総称して、以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

### 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部開示とした理由及び条例第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示とした理由は次のように要約される。

- (1) 本件請求は、市民局市民情報室市民情報課（当時。現在の市民局総務部市民情報室。以下「市民情報室」という。）が作成し、保有している行政文書について求めるものであり、特定又は想定される行政文書は次のとおりである。

#### ア 請求1について

開示請求書に添付された横浜市行政文書目録（平成11年度完結文書・追録。以下「別紙目録」という。）の中に平成11年度完結以外の文書が含まれていることを示す文書を探したところ、以前、市民の方から別紙目録に係る内容について指摘及び質問を受け、回答した文書が存在したため、当該回答に係る起案文（以下「文書1」という。）を特定した。

なお、別紙目録に関係するものとして、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第959号（以下「答申第959号」という。）において「平成5年度から平成8年度までに完結した文書が平成11年度完結の文書として目録に登載されていることが認められた」と判断している箇所があり、当該回答には当該答申の抜粋を添付している。

#### イ 請求2について

請求2については、別紙目録に登載されている都市計画局港北ニュータウン部港北ニュータウン課（当時。以下「港北ニュータウン課」という。）の文書に関し、文書ごとの完結年度の記載に係る文書について求めているものと解され、具体的には別紙目録の作成のために市民情報室が総務局行政部文書課（当時。現在の総務局総務部法制課。以下「法制課」という。）から平成12年度に取得した目録（以下「文書2」という。）がこれに該当するものと想定される。

- (2) 文書1のうち個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2項第2号に該当し、非開示とした。
- (3) 文書2は、別紙目録を作成するための起案に添付していたことが想定される。当該起案は、平成12年度に完結した文書であり、平成12年度行政文書分類表（共通）によると保存期間が5年の「文書件名簿」に分類されていたと考えられる。

したがって、仮に市民情報室が法制課から文書2を取得していたとしても、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないことから、非開示とした。

なお、念のため、執務室と書庫を探索したが、市民情報室が法制課から取得した目録及びその他本件請求の内容に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、正しい完結年度を示す別紙目録に直すとの決定を求める。
- (2) 開示請求書には4つの項目で請求内容を示しているが、このうち申立人が異議申立ての対象としているのは、項目1「別紙目録（横浜市行政文書目録 - 平成11年度完結文書・追録）に記載されている公文書について、11年度完結文書以外の文書（例えば平成6年度完結・7年度完結等）が含まれていることを示す文書（別紙目録の中の頁）及び完結年度が11年度以外の文書についてそれぞれの完結年度を示すもの」及び項目3「「横浜市行政文書目録 - 平成11年度完結文書・追録」について港北ニュータウン課が保持しているとされる全ての文書（1～32）の中で、「本来の平成11年度完結文書」とはいくつあり、それはどれとどれであるか分かるもの」であり、項目1については文書特定の誤りを、項目3については非開示を問題にしている。
- (3) 項目1について、別紙目録のどこに平成11年度完結以外の文書が含まれているとの説明がなされているのか、別紙目録のページを示すべきである。そのような説明が存在しないのならば非開示決定をすべきである。なお、申立人は文書1の非開示部分について異議申立てはしていない。
- (4) 項目3について、別紙目録は情報公開の根幹をなす重要な文書であり、具体的な文書名及び完結年度を知る唯一の手がかりである。条例第34条にいう開示請求者への情報提供にも使うものである。別紙目録に誤りがあっても訂正されないということは実施機関の怠慢であり、他年度の横浜市行政文書目録にも同様に誤りがあることを容易に推測させる。実施機関には別紙目録を完成させる責任がある。せめて、別紙目録のうちどの文書が平成11年度完結分かを示すべきである。
- (5) 別紙目録中、港北ニュータウン課の文書には平成11年度完結文書は存在せず、また、32文書のうち原本紛失が8文書あった。存在しない文書の非開示決定は当然で

あるが、情報公開の趣旨は「市民の市政への理解と信頼を増進させること」であるから、誤った情報を放置することは横浜市への信頼を失わせるものである。

- (6) 実施機関は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）及び横浜市行政文書取扱規程（平成12年3月達第8号。平成17年3月達第1号による改正前のもの。以下「旧規程」という。）を定め、旧規程第27条によると、文書引継・保存目録は、保存期間が永年及び10年である文書について、4部作成され、文書とともにファイルされ、ファイルの目次としても使用されている。4部もある以上、どこかにその一部が存在するはずである。
- (7) 別紙目録の誤りを訂正しないこと及び原本紛失による不合理な非開示は、情報公開の趣旨に反すると言わざるをえない。本件は文書管理の問題ではなく、情報公開の問題である。市民情報室は永年保存文書の保管状況を実施機関に確認すべきである。

## 5 審査会の判断

### (1) 横浜市行政文書目録に係る事務について

横浜市行政文書目録（平成11年度以前の横浜市公文書目録を含む。以下「行政文書目録」という。）は、横浜市で作成又は取得した保存期間が10年以上の行政文書について、各局区の課等ごとに文書件名をまとめて冊子にしたものである。行政文書目録は、平成17年度完結までの文書について、当該年度の完結文書を翌年度に各局区の文書担当課から法制課に提出された課ごとの文書引継・保存目録をもとに、市民情報室が製本し、市民情報センターで閲覧に供している。

なお、平成17年9月から行政文書管理システムを導入して決裁及び供覧の手続を電子化したことに合わせ、行政文書目録についても手続が終了した時点で、その都度自動的に市のホームページ上に掲載する横浜市行政文書目録検索システムを導入したため、平成18年度完結文書から紙媒体の行政文書目録は作成していない。

### (2) 本件処分に係る異議申立ての対象について

申立人は異議申立ての対象としているのは項目1及び項目3のみであり、項目1に係る文書1については文書特定の誤りを、項目1及び項目3に係る文書2については非開示を問題にしていると主張している。よって本件処分に係る異議申立ての対象は、別紙目録に登載されている文書について、平成11年度完結以外の文書も含まれていることを示すものとして文書1を特定したこと及び港北ニュータウン課の32文書のうち平成11年度完結文書がどれか分かるものである文書2を廃棄済みとし

て非開示にしたことであると解した。

(3) 文書 1 の特定及び文書 2 の不存在について

ア 実施機関は、平成11年度完結以外の文書も含まれていることを示すものについては、市民からの行政文書目録に関する質問に対し市民情報室が回答した文書である文書 1 を特定して一部開示としており、港北ニュータウン課の32文書のうち平成11年度完結文書がどれか分かるものについては、保存期間の 5 年経過後に廃棄済みであり非開示としたと説明している。

イ そこで当審査会は平成25年 6 月14日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 以前、市民から本件請求と同趣旨の質問を受けたことがあり、この質問に回答した文書の中に、別紙目録に平成 5 年度から平成 8 年度までに完結した文書についての登載が認められた旨の記載があることから、請求 1 の対象行政文書として文書 1 を特定している。

(イ) 別紙目録中には文書ごとの完結年度の記載はなく、また、別紙目録作成の作業過程で法制課から取得したであろう文書 2 には完結年度の記載があったと想定されるが、文書 2 は保存年限の経過により廃棄済みである。

なお、別紙目録には平成11年度より前に完結した文書の登載があることは事実であり、別紙目録から完結年度を検索する場合に不便をかけるのではないかと考えられるので、平成25年 1 月に、市民情報センターに配架する別紙目録には、平成11年度より前に完結した文書が含まれること及び不明な点があれば市民情報室に問い合わせをいただくよう案内する記載を追加している。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、実施機関が文書 1 を特定したことの妥当性及び文書 2 の不存在の妥当性について、以下検討する。

(ア) 開示請求書には請求 1 に係るものとして「市民情報室が作成、保有している文書」について「 1 別紙目録（横浜市行政文書目録 - 平成11年度完結文書・追録）に記載されている公文書について、 11年度完結文書以外の文書（例えば平成 6 年度完結・ 7 年度完結等）が含まれていることを示す文書（別紙目録の中の頁）」及び「 2 上記文書（ 別紙目録には平成11年度完結文書以外の文書も含まれていることを示すもの）が作成された時期を示すもの及びそれに係る決裁文書」と記載されている。

請求 1 に係る文書 1 を当審査会で見分したところ、回答文には答申第959号

(抜粋)が添付され、「横浜市行政文書目録(平成11年度完結文書・追録)には、編集した時点で確認された、平成11年度より前に完結した公文書が一部登載されています」との記載が認められた。

開示請求書の記載から、申立人は別紙目録に平成11年度完結以外の文書が含まれていることを示す文書を求めていると認められることから、請求1に対して実施機関が文書1を特定したことは、特段不合理であるとはいえず、このほかに請求1に係る文書の存在を推認させる事情は認められなかった。

(イ) 次に、文書2の不存在の妥当性についてであるが、実施機関は、文書2については平成12年度に市民情報室が法制課から取得した目録であると説明し、当該目録については別紙目録を作成するための起案に添付されていたことが想定されるものの、保存期間5年の経過により廃棄しており保有していないと説明している。

平成12年度当時、市民情報室は平成11年度までに完結した文書について、文書2により法制課から情報提供を受け、別紙目録を作成したことが推認できる。よって、文書2を含む起案を行政文書分類表で定められた5年経過により廃棄しているため、文書2は存在しないとの実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。

なお、旧規程第27条では「課等の長は、その保存する文書で行政文書管理規則第10条第2項に規定する保存期間が永年及び10年であるものの文書引継・保存目録(第11号様式)を4部作成し、1部を当該ファイルの目録として添付し、1部を保管し、他の2部をそれぞれ法制課長及び文書管理者に・・・提出しなければならない」と規定されているが、文書2は当該規定に定める文書引継・保存目録でないことを確認した。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、文書1を特定して一部開示とした決定及び文書2を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

#### (第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江



《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年12月28日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成25年1月24日 (第221回第一部会) 平成25年1月25日 (第227回第二部会) 平成25年1月31日 (第150回第三部会)	・諮問の報告
平成25年2月12日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年3月8日 (第230回第二部会)	・審議
平成25年3月25日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成25年4月9日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成25年4月26日 (第233回第二部会)	・審議
平成25年5月10日 (第234回第二部会)	・審議
平成25年5月24日 (第235回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成25年6月14日 (第236回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成25年6月28日 (第237回第二部会)	・審議
平成25年7月12日 (第238回第二部会)	・審議